

明治三十八年八月中外公館下付外國旅券ヲ當省又ハ他ノ官廳へ返納シタルモノ左ノ如シ

旅券番號	姓 名	渡 航 先	下付官廳	返納官廳	下付年月日	返納年月日
四二六一	森本 義高	清 國	濟國牛莊領事館	長崎縣廳	三七、二、七	三八、八、七
六七八九	金子 登	米 國	佛國公使館	外務省	三八、七、四	三九、二、三
計	二					

在本邦公使館領事館ニ關スル件

● 神戸駐在獨國領事賜暇離任 神戸駐在獨逸國領事「クリーン」八月十五日ヨリ四週間賜暇ヲ得テ離任ニ付キ其不在中同領事館ノ事務ハ「ドクトル、ミユル」ニ於テ代理スヘキ旨同國公使ヨリ同十二日附テ通知アリ

● 神戸駐在蘭國領事離任 神戸駐在和蘭國領事「エツケ、ウワソ、オルト、ウワソ、ラウエンレヒト」八月二十日ヨリ十五日間離任ニ付キ其不在中同領事館ノ事務ハ「ダブルユー、ド、モラエス」代理スヘキ旨同國公使ヨリ同二十四日附テ通知アリ

● 橫濱駐在英國總領事賜暇旅行 橫濱駐在英國總領事「シエー、シー、ホール」八月三十一日ヨリ二週間賜暇旅行ニ付キ其不在中ハ副領事「イー、エム、ホバー」以テ通知アリ

ルト、ハムデン總領事代理トシテ館務ヲ處辨スヘキ旨同國公使ヨリ同二十九日附テ通知アリ

職員進退

○ 叙任及辭令

● 歸朝ヲ命ス (八月一日) 公使館二等書記官 堀口九萬一

● 任外交官補 領事官補從七位 吉田伊三郎

● 叙高等官七等 外交官補 吉田伊三郎

● 賜五級俸 米國在勤ヲ命ス (以上八月二日) 公使館三等書記官 赤塚正助

● 歸朝ヲ命ス (八月二日) 公使館二等書記官 落合謙太郎
公使館三等書記官 埴原正直

(各通)

● 講和全權委員隨員被仰付 (八月二日) 外務書記生 平田御太郎
外務書記生 石氏章作
(各通) 外務書記生 高橋新治

● 講和全權委員附ヲ命ス (八月二日)

〔外務省月報〕 (明治三十八年八月分)

ボ
ー
ド
の
決
定
に
よ
り
ハ
ム
デ
ン
の
代
理
に
シ
テ
館
務
ヲ
處
辨
ス
ヘ
キ
旨
同
國
公
使
ヨ
リ
同
二
十
九
日
附
テ
通
知
ア
リ

→ ボー
ド
の
決
定
に
よ
り

●第十三師團司令部附兼樺太民政署附ヲ命ス (八月二日) 副領事 鈴木陽之助

領事 諸井六郎

●本年九月白義國モンス市ニ於テ世界經濟擴張ニ關スル萬國會議開設ニ付委員トシテ參會ヲ命ス (八月五日)

雇 石川彌吉

●依願雇ヲ免ス (八月六日)

外務通譯生 川角忠雄

(各通)

外務書記生 渡邊理恵

●文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス (八月十日)

外務通譯生 川角忠雄

(各通)

辦理公使 宮岡恒次郎

●臨時外務省ノ事務ニ從事スルコトヲ命ス (八月十日)

公使館二等書記官 竹村本五郎

(各通)

外務書記生 古澤基

●歸朝ヲ命ス (八月十一日)

外務書記生 山口有信

外務屬 相馬宗孝

●任外務書記生

●給六級俸 鎮南浦領事館平壤分館在勤ヲ命ス (八月十一日) 領事正六位勳五等 永瀧久吉

●叙高等官四等

領事正六位勳五等 永瀧久吉

●賜上海在勤ヲ命ス

總領事 永瀧久吉

●叙高等官六等

公使館三等書記官正七位勳六等 小幡酉吉

●芝罘在勤ヲ命ス

領事 小幡酉吉

●漢口在勤ヲ命ス (以上八月十一日)

領事 水野幸吉

●依願免本官 (八月十一日)

領事 豐島捨松

●陸軍通譯ヲ命ス 奏任待遇月俸七拾五圓ヲ給ス

渡邊理恵

●陸軍通譯ヲ命ス 奏任待遇月俸五拾五圓ヲ給ス

川角忠雄

〔外務省月報〕 (明治三十八年八月分)

(各通)

樺太民政署附ヲ命ス (以上八月十日)

陸軍通譯 渡邊理恵
陸軍通譯 川角忠雄

休職外務書記生 片山敏彦

●復職ヲ命ス
牛莊在勤ヲ命ス
明治三十一年勅令第七十七號ニ依リ臨時手當トシテ在勤俸年額十分ノ五ヲ賜フ (八月十二日)

公使館一等書記官 畑 良太郎

●臨時外務省ノ事務ニ從事スルコトヲ命ス
待命中本俸全額ヲ賜フ (八月十二日)

●陸軍通譯ヲ免ス (八月十二日)

陸軍通譯 片山敏彦

●歸朝ヲ命ス (八月十四日)

領事 水野幸吉

●陸軍通譯ヲ免ス (八月十五日)

陸軍通譯 佐々木靜吾

休職外務書記生 佐々木靜吾

●復職ヲ命ス
臨時外務省ノ事務ニ從事スルコトヲ命ス (八月十五日)

●警保局事務露語新聞ノ檢閲ヲ囑託ス
月手當四拾圓ヲ給ス (八月十五日)

外務省囑託員 鳥居忠恕

●大臣官房取調課勤務政務局兼勤ヲ命ス (八月十七日)

外交官補 松田道一

●ホノル、在勤ヲ命ス (八月十八日)

外務書記生 今井忠直

●御用有之滯京ヲ命ス (八月二十日)

公使館一等書記官 市來政方

●叙正六位

從六位勳五等 阿部守太郎

●叙從七位 (以上八月二十一日)

副領事 鈴木陽之助

●任外務省警部

千葉縣警部 河野民城

●給八級俸
廈門領事館附ヲ命ス (八月二十二日)

外務書記生 奥村外次郎

●馬山在勤ヲ命ス (八月二十二日)

外務書記生 野口弘吉

●歸朝ヲ命ス (八月二十二日)

外務書記生 鮫島宗二

●雇ヲ命ス
月俸拾七圓支給
大臣官房會計課勤務ヲ命ス (八月二十六日)

公使館二等書記官 川上俊彦

●滿洲軍總司令部附ヲ免ス (八月二十六日)

從五位勳四等 荒川巳次

(各通)

●叙正五位

從五位勳四等 內田定植

●叙正五位

從五位勳五等 伊集院彦吉

〔外務省月報〕

(明治三十八年八月分)

●叙從五位 正六位勳六等 西村 賤夫
 ●叙正七位 (以上八月三十日) 從七位 小西孝太郎
 ●外務省編纂事務囑託ヲ解ク (八月三十日) 囑託 竹村昌次

●休職外務省翻譯官藤井宇平ハ八月十八日休職滿期ト爲レリ、元休職外務省翻譯官藤井宇平ハ在官滿四年以上ニ至リ退官ニ付、キ金貳百圓ヲ下賜セラレタリ

○法令
 ●八月二十四日附外務省令第五號ヲ以テ明治三十三年外務省令第二號外務省旅券規則中改正ノ件ヲ又同二十三日附外務省告示第三號ヲ以テ韓國沿海及内河ノ航行ニ關スル日韓兩國約定書ヲ孰モ公布セラレタリ

(明治三十八年九月八日編纂同二十五日印刷)

外務省月報 (明治卅八年九月分)

○告知

●明治卅八年九月中外國旅券紛失ノ旨届出テタル者左ノ如シ

旅券番號	姓名	渡航先	下付年月日	届出接到年月日
八六〇五六	齋藤 英治	米國シヤトル	三七、六、二一、	三八、九、二、
一一三〇二	長谷川 節	米國	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃
三五四七〇	玉木久次郎	同 桑 港	三五、一〇、三一、	〃 〃 〃 〃
出四九六五四	田上 乙松	米領布哇	三二、八、二六、	〃 〃 〃 〃
〃 六七六八二	石原 惠忠太	米國シヤトル	三三、一、三一、	〃 〃 〃 〃
三〇三	井 芹 次 八	〃	三二、六、二、	〃 〃 〃 〃
農一七一五〇	小山石太郎	米國	二七、五、一四、	〃 〃 〃 〃
出一一三四三	宮村 茂作	米領布哇	三一、九、三、	〃 〃 〃 〃
農 四一一	中村 萬吉	〃	三一、四、二九、	〃 〃 〃 〃
出一一四七七	荒木 源吾	〃	三一、九、一六、	〃 〃 〃 〃
商一二〇六九	井上元太郎	米國	三一、五、二、	〃 〃 〃 〃
出三四七四六	前山千太郎	〃	三二、二、二三、	〃 〃 〃 〃
六九五八七	西村 德三郎	米領布哇	三六、九、二一、	〃 〃 〃 〃
八四六八五	小財 清吉	〃	三七、二、四、	〃 〃 〃 〃
出三七七六六	榎本 政太郎	〃	三八、四、六、	〃 〃 〃 〃
〃 三七六七七	榎本 政太郎	〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃
八四六六	山 永クマ	韓 國	三五、三、二七、	〃 〃 〃 〃
一二九八八	三 島 久 雄	米領布哇	三三、一〇、一〇、	〃 〃 〃 〃

〔外務省月報〕 (明治三十八年九月分)